

障発0408第7号
平成28年4月8日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

指定障害福祉サービス事業者等の指導監査についての一部改正について

平成26年1月23日障発0123第2号「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」を別添の新旧対照表のとおり改める。

指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について（平成26年1月23日障発0123第2号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

新	旧
<p style="text-align: right;">障発0123第2号 平成26年1月23日 一部改正 障発0217第5号 平成27年2月17日 <u>障発0408第7号</u> <u>平成28年4月8日</u></p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 (公印省略)</p> <p style="text-align: center;">指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査については、自立支援給付に関する業務等が適正かつ円滑に行われるよう、法令等に基づく適正な事業実施を確保するとともに、別添1「指定障害福祉サービス事業者等指導指針」及び別添2「指定障害福祉サービス事業者等監査指針」を参考に指導監査に当たられるようお願いするとともに、貴管内区市町村に対する周知方につきご配慮願いたい。</p> <p>また、本通知による自立支援医療機関に対する指導等の実施に関しては、医療保険各法に基づき地方厚生局及び都道府県が行う医療監査の担当部署や、医療法に基づき都道府県、保健所設置市及び特別区が行う医療監視の担当部署とも連携の上、その円滑かつ効率的な実施に努められたい。</p> <p>なお、平成19年4月26日障発第0426001号「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」は廃止する。</p> <p>おって、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。</p> <p>（別添1）</p> <p style="text-align: center;">指定障害福祉サービス事業者等指導指針</p>	<p style="text-align: right;">障発0123第2号 平成26年1月23日 障発0217第5号 平成27年2月17日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 (公印省略)</p> <p style="text-align: center;">指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査については、自立支援給付に関する業務等が適正かつ円滑に行われるよう、法令等に基づく適正な事業実施を確保するとともに、別添1「指定障害福祉サービス事業者等指導指針」及び別添2「指定障害福祉サービス事業者等監査指針」を参考に指導監査に当たられるようお願いするとともに、貴管内区市町村に対する周知方につきご配慮願いたい。</p> <p>また、本通知による自立支援医療機関に対する指導等の実施に関しては、医療保険各法に基づき地方社会保険事務局及び都道府県が行う医療監査の担当部署や、医療法に基づき都道府県、保健所設置市及び特別区が行う医療監視の担当部署とも連携の上、その円滑かつ効率的な実施に努められたい。</p> <p>なお、平成19年4月26日障発第0426001号「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」は廃止する。</p> <p>おって、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。</p> <p>（別添1）</p> <p style="text-align: center;">指定障害福祉サービス事業者等指導指針</p>

1～3 (略)

4 指導対象の選定

指導は全ての障害福祉サービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) 集団指導

① (略)

② 自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び障害者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容に応じ選定して実施する。

(2) 実地指導

① 指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等のうち指定障害者支援施設等設置者等については、概ね2年に1度実施する。

② 指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等のうち指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者等及び指定特定相談支援事業者等については、概ね3年に1度実施する。

③ (略)

5 指導方法等

(1) 集団指導

① (略)

② 指導方法

集団指導は、自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び障害者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

なお、集団指導に欠席した障害福祉サービス事業者等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。

(2) 実地指導

① 指導通知

都道府県及び市町村は、指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。

ただし、指導対象となる事業所において障害者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

ア～エ (略)

②～④ (略)

1～3 (略)

4 指導対象の選定

指導は全ての障害福祉サービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) 集団指導

① (略)

② 実地指導の対象外とされた障害福祉サービス事業者等のうち、自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて集団を選定して実施する。

(2) 実地指導

① 障害福祉サービス事業者等のうち、前年度において、集団指導の対象となった指定障害者支援施設等設置者等を対象に実施する。

② 障害福祉サービス事業者等のうち、前年度及び前々年度において、集団指導の対象となった指定障害福祉サービス事業者等及び指定相談支援事業者等及び指定特定相談支援事業者等を対象に実施する。

③ (略)

5 指導方法等

(1) 集団指導

① (略)

② 指導方法

集団指導は、自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

なお、集団指導に欠席した障害福祉サービス事業者等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。

(2) 実地指導

① 指導通知

都道府県及び市町村は、指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。

ア～エ (略)

②～④ (略)

6 監査への変更

実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに「指定障害福祉サービス事業者等監査指針」に定めるところにより監査を行うことができる。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 自立支援給付に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

7 (略)

(別添2) (略)

(別紙)

- 主眼事項及び着眼点 (指定居宅介護) 別添のとおり
- 主眼事項及び着眼点 (指定重度訪問介護) 別添のとおり
- 主眼事項及び着眼点 (指定同行援護) 別添のとおり
- 主眼事項及び着眼点 (指定行動援護) 別添のとおり
- 主眼事項及び着眼点 (指定療養介護) 別添のとおり
- 主眼事項及び着眼点 (指定生活介護) 別添のとおり
- 主眼事項及び着眼点 (指定短期入所) 別添のとおり
- 主眼事項及び着眼点 (指定重度障害者等包括支援) 別添のとおり
- 主眼事項及び着眼点 (指定障害者支援施設等) 別添のとおり
- 主眼事項及び着眼点 (指定自立訓練 (機能訓練)) 別添のとおり
- 主眼事項及び着眼点 (指定自立訓練 (生活訓練)) 別添のとおり
- 主眼事項及び着眼点 (指定就労移行支援) 別添のとおり
- 主眼事項及び着眼点 (指定就労継続支援A型) 別添のとおり
- 主眼事項及び着眼点 (指定就労継続支援B型) 別添のとおり
- 主眼事項及び着眼点 (指定共同生活援助) 別添のとおり
- 主眼事項及び着眼点 (指定地域移行支援) 別添のとおり
- 主眼事項及び着眼点 (指定地域定着支援) 別添のとおり
- 主眼事項及び着眼点 (指定計画相談支援) 別添のとおり
- 主眼事項及び着眼点 (指定自立支援医療機関) 別添のとおり

6 指導後の措置等

(1) 実地指導後の措置

実地指導の結果、文書による指導を行う必要がなく、適正な事業運営が確保されていると認められる場合は、翌年度は集団指導の対象とする。

(2) 監査への変更

実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに「指定障害福祉サービス事業者等監査指針」に定めるところにより監査を行うことができる。

- ① 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- ② 自立支援給付に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

7 (略)

(別添2) (略)

(別紙)

- 主眼事項及び着眼点 (指定居宅介護) (略)
- 主眼事項及び着眼点 (指定重度訪問介護) (略)
- 主眼事項及び着眼点 (指定同行援護) (略)
- 主眼事項及び着眼点 (指定行動援護) (略)
- 主眼事項及び着眼点 (指定療養介護) (略)
- 主眼事項及び着眼点 (指定生活介護) (略)
- 主眼事項及び着眼点 (指定短期入所) (略)
- 主眼事項及び着眼点 (指定重度障害者等包括支援) (略)
- 主眼事項及び着眼点 (指定障害者支援施設等) (略)
- 主眼事項及び着眼点 (指定自立訓練 (機能訓練)) (略)
- 主眼事項及び着眼点 (指定自立訓練 (生活訓練)) (略)
- 主眼事項及び着眼点 (指定就労移行支援) (略)
- 主眼事項及び着眼点 (指定就労継続支援A型) (略)
- 主眼事項及び着眼点 (指定就労継続支援B型) (略)
- 主眼事項及び着眼点 (指定共同生活援助) (略)
- 主眼事項及び着眼点 (指定地域移行支援) (略)
- 主眼事項及び着眼点 (指定地域定着支援) (略)
- 主眼事項及び着眼点 (指定計画相談支援) (略)
- 主眼事項及び着眼点 (指定自立支援医療機関) (略)